今度於|金澤表、頸一討取候段、寔不,始,于今,高名無,比類, (津力) 一五九〇 一五九〇 儀候。彌今後可」抽,粉骨,事、 可為神妙一候。謹言。

侍從法橋

堀五兵衛殿 朔日

純

(第二通は年次不詳なるも、下間 賴純の發せるもの

の功を他に讓れりと家譜に記するを以て、自ら感狀 八年閏三月金澤御坊陷落の際首級一を獲たるも、そ なるが故にとゝに合叙す。案ずるに、五兵衞は天正

きが故に、 早なり。しかも八年以外金澤に戰鬪の起りしことな 同月廿四日以後に在るを以て四月一日附の感狀は尙 こゝに金澤とあるものは、越前金津の誤

を受けしことあるべからざるのみならず、その戰は

その織田氏の軍を夜討せる功を賞す。 九月廿五日。 本願寺坊官下間賴廉、堀才介に、

寫なるべしと思はる。)

【北徵遺文】

一五九一

節事肝要候。恐々謹言。 召,候通、能々可,申下,旨被,仰出,候。向後彌々可,被,抽,忠 今度夜討之刻、首討捕高名之旨、 具遂,披露,候。御感被,思

刑部卿法眼

五月廿五日

才介殿

廉

四日附堀才介宛下間賴純の感狀と同一事を指せる如 く、その五月とせるは九月の誤寫なるべし。) (本文年次を明らかにせずといへども、 本年九月十

に於いて戰死す。 九月廿五日。珠洲郡松波城主松波義親、 同城に

【滿福寺藏松波義親肖像賛】 珠洲郡 一五九二

烏帽人敦。宮門福翁。貌寫,雜素。閱,孫子隆。

天正五年九月廿五日享年五十一歲於,能登之國松波之城

福翁常滿居士賛

前住 總持龍田虬叟

の事情を報ず。 九月廿九日。 上杉謙信、 某に 七尾城攻落以後

歷代古案】

一五九三

追而先啓如"申越"者、味方中作毛悉取納候由間、敵其表 た打出候儀有」之間敷候歟。 兎角ニ明、隙候間安心候。 己

謙信後詰を聞屆候哉、 候間、源五殿・齋藤籠置、當國一變ニ申付候處ニ、是を信手ニ、同十七號』末守與1地も入』手ニ。是者賀能之間之地ニ 年來以,奏者之好,令,忠信、彼者之繰輸へ當手可,引入,由申 表仕置執綜合,延引候。如於書,先書,當月十五遊佐美作守、當陣之模樣無,心元,候間、內々以,飛脚,可,申越,候處二、此 兩越能之諸軍勢爲,先勢,差遣、謙信事も直馬之處ニ、信長. 長一向二不、知、十八賀州湊川迄取越、數萬騎陣取候處二、 當月廿三夜中令॥敗北|候處ニ乘押

> 謹言。 覺施,老後之面目,候。吾分父子二爲,見度迄候。要害能候間, 候。越中·能州城々、 與云、要害山海相應、海頰嶋々之體迄も難、寫。繪像「景勝迄 も可,談合,候。先吉左右候間一筆用,之候。目出彌可,申候。 普請手間入間敷候條、普請備申付歸府 其上其表越山之儀 令,登城,見流候得者、從,聞及候,名地、賀越能之金目之地形 合心安候。偖亦當地七尾、吉日二候間廿六鍬立爲,可,申付、 候處二、案外二手弱之樣體、此分二候者、向後天下迄之仕 心歡喜迄候。重而信長打出候間、一際可、有、之與令,校量 渡無賴、人馬不、殘押流候。誠如、此之万々仕合、 付、千餘人討捕、 残者共悉河へ 押籠ケル折節、 何も各地共手飼之者差置、敵味方之 年來之信 洪水漲故

九月十九日

長尾和泉守殿

信 在判

るべし。又上杉輝虎公記に依れば、 五日を以て入城したる如くいふものは廣言に過ぎざ (本文中愚入乗移一日も不」拘候として、謙信自ら十 その宛所に長尾